

スキャンセンター業務委託仕様書（一般事項）

1. 件名 スキャンセンター業務

2. 履行場所

委託業務の履行場所は、社会福祉法人 恩賜財団 済生会 済生会病院内 カルテ庫ならびに病歴室とする。

3. 履行期間

2021年4月19日から2021年9月30日まで

本契約の期間満了1か月前までに、病院から何らかしらの意思表示がない場合、本契約は同じ条件で2022年3月31日まで延長されるものとする。

4. 業務内容

別紙「電子カルテスキャン業務内容」のとおり

5. 受託者の責務

- 1) 受託者は、上記業務の作業従事者（以下「作業員」という）については、業務の遂行に確実な人員、人材を配置すること。
- 2) 作業員を変更する場合は、業務に支障を来たさぬよう引継に万全を期すること。
- 3) 受託者は、作業員が業務に従事するときは、制服及び名札を着用させ、制服等は清潔を保持し、全員同一のものを着用させること。
- 4) 作業員は、言動には充分留意すること。
- 5) 作業員は業務履行場所の整理・整頓を心掛け、職場環境の清潔の保持に努めること。

6. 業務責任者の責務

受注者は、本委託業務全体を総括する専任の業務総括責任者を常駐させ、業務の履行状況を監督させること。また業務総括責任者の氏名を当院に届けることとし、次の業務を行うものとする。

- 1) 作業員を指揮、監督し、必要な教育を行い、円滑な業務の推進を図ること。
- 2) 建物、設備、備品等の破損、異常の発見及び事故等が発生したときは、直ちに委託者の担当係に報告すること。

7. 業務日及び業務時間

1) 業務日及び業務時間

平日 8:30 ～ 17:00

2) 業務を要しない日

日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に基づく休日

12月29日、30日、31日・1月1日、2日、3日及びその他病院休診日とする。

8. 業務従事者の教育体制及び健康管理について

- 1) 当委託契約を受託した場合は、本仕様書に沿った作業手順の教育を徹底し、契約開始日から仕様書どおり作業に従事できるようにしなければならない。
- 2) 受託者は当院の業務従事者として新たに配属になった場合は、作業就業前に必ず教育の機会を設けなければならない。
- 3) 教育内容は、少なくとも、当院の仕様書の作業全般・衛生管理・感染予防対策・病院における個人情報取扱いの注意点が含まれていること。
- 4) 業務従事者は、就業中に血液暴露や損傷を負った場合は、即座に現場責任者に報告し、適切な処置をしなければならない。また現場責任者はすぐに監督部署に報告すること。
- 5) 業務従事者及びその家族がインフルエンザ等の流行性の感染症に罹患及びその疑いがある場合は、監督部署及び感染管理担当者へ就業前に連絡し、指示を仰ぐこと。
- 6) 受託者は業務従事者の健康管理に留意し、法律に定められた雇入れ時の健康診断及び定期健康診断を受けさせること。

9. 個人情報に関する秘密保持等

- 1) 個人情報に関する秘密保持等の義務
受託者は、この契約において処理することとされた事項に関し当院から提供された個人情報について厳重に管理し、正当な理由なく第三者に漏らされないこと。
- 2) 業務従事者の個人情報の保護に関する措置
受託者は、この契約業務に従事する者について、個人情報の保護に関する非開示契約の締結、教育訓練等の必要な人的安全管理処置を講じ、かつ、契約の処理に当たり適切な監督を行うこと。
- 3) 個人情報の複製等の制限
受託者は、当院と合意した目的・方法によらないで、当院から提供された個人情報を利用若しくは加工し、複製若しくは送信し、又は個人情報が記録された媒体を送付若しくは持ち出さないこと。
- 4) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応
受託者は、当院から提供された個人情報が漏えいし、又は漏えいしたおそれがある時は、直ちにその旨を当院に通知すること。
- 5) 秘密保持規定の効力
個人情報に関する秘密保持等については、契約期間の経過又は契約の解除により契約が終了した後についても効力を有する点を業務従事者に周知すること。
- 6) 個人情報保護に関する規定に違反した場合における契約解除等の措置

受託者が1) から5) までの規定に違反したときは、当院はこの契約を解除することができる。

10. 協議

この仕様に定めのない事項について疑義が生じた場合は、当院・受託者双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

11. その他

2021年4月19日～2021年4月30日の契約金額は、当院・受託者で別途協議の上決定するものとする。